

新型コロナウイルスに関する情報(2月9日午前8時現在)

◆新着情報は、文頭に*NEW* と表示しています。

(新着情報)

●*NEW*アルバータ州にて、3段階からなる規制緩和計画が公表されました。ステップ1は、2月9日から開始され、制限免除プログラム(ワクチン接種証明を提示してのレストランや娯楽施設等の利用)や収容人数500人未満の施設における人数制限が廃止されました。

●*NEW*マニトバ州にて、2月8日から規制が緩和されています。

●*NEW*サスカチュワン州にて、2月14日から、ビジネス、職場、その他公共の場所においてワクチン接種証明または陰性証明を提示する必要がなくなります。

●*NEW*サスカチュワン州にて、12歳から17歳までの住民は、2回目の接種から5か月以上経過していれば3回目の接種が可能となりました。

1. カナダ政府

●カナダ政府は、不要不急の海外渡航を避けるよう推奨しています。

また、オミクロン株の流行に伴い、以下の措置が導入されています。

○72時間以内の短期間の海外渡航の場合でも、カナダに帰国する際に陰性証明書が必要となります。この陰性証明書はカナダ以外で取得したものである必要があります。

○ワクチン接種完了した者も、カナダ到着時の検査の対象となる場合があります。なお、検査を受けた場合には、検査結果を待たずに最終目的地へ移動することが可能ですが、最終目的地に到着後、検査結果が出るまでは適切な場所で自己隔離する必要があります。(過去14日間にアメリカのみにいた場合で、ワクチン接種完了している者は隔離の必要ありません)。

<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/12/government-of-canada-announces-additional-measures-to-contain-the-spread-of-the-omicron-variant.html>

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada#randomized>

●カナダに入国する者は全員、新型コロナウイルスの陰性証明書と、ArriveCAN の事前入力が必要です。ワクチン接種完了とみなされた者に関しては、入国8日目の検査と入国後の自己隔離が免除されます。ワクチン接種が完了していないが入国を許可される者(カナダ国籍者、永住権保持者等)は、さらに入国時の検査、8日目の検査と、14日間の自己隔離も必要です。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/2019-novel-coronavirus-infection/awareness-resources/entering-canada-covid-19.html>

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada>

1. ワクチン接種完了とみなされるためには、カナダ政府により承認されたワクチン(ファイザー、モデルナ、アストラゼネカ、ヤンセンファーマ、シノファーム、シノバック)を規定の回数(ヤンセンファーマは1回、それ以外は2回、違う種類の混合も含む)接種後、14日以上経過していることが必要です。例えば、7月1日に最後の接種を受けた場合は、7月16日より接種が完了しているとみなされます。接種は、どの国で受けたものでも構いませんが、英語かフランス語の接種証明書、または接種証明書の英語かフランス語への certified translation が必要です。なお、入国時に症状がある場合や、入国審査時に政府職員によって隔離免除とならないと判定された場合に備え、自己隔離計画は必要です。

2. 全ての入国者は、以下が必要です。

○新型コロナウイルス検査の陰性証明

カナダへ空路で入る5歳以上の者は全て、新型コロナウイルス検査の陰性証明が必要です。**カナダ行きの航空機に搭乗する前72時間以内に新型コロナウイルス検査を受け、陰性証明を航空会社に提示する必要があります。**

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/flying-canada-checklist/covid-19-testing-travellers-coming-into-canada>

◆PCR 法、LAMP 法等、認められる検査の種類は上のリンクを参照してください。抗原検査は認められません。

◆陰性証明書には、以下の事項が記載されている必要があります。

氏名・生年月日、検査実施機関の名称及び住所、検査日、検査方法、検査結果。

◆本要件の適用除外となる者は、4歳以下の子供、航空機の乗務員、乗り継ぎのみの場合(カナダに入国しない)、緊急事態対応・法執行又は出入国管理を行う者。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/exemptions>

◆新型コロナウイルス感染後、感染力がなくなった後も、検査で陽性反応が出続けてしまうことがあります。その場合は、到着前14日から180日の間の陽性証明書を提示する必要があります。

○ArriveCAN の入力

カナダに向かう航空機への搭乗前、または陸路の場合は入国前に ArriveCAN(アプリケーションまたはウェブサイトを利用)に必要な事項を入力し、入国時にレシートを提示することが義務化されています。必要事項は、(1)渡航及び連絡先に係る情報、(2)自主隔離プラン、(3)症状に係る自己診断です。これを怠った場合、最高 1,000 カナダドルの罰金が科せられることがあります。

ワクチン接種に関する情報を提供することも必要です。接種の日付や種類等の入力と、接種証明書の写真または PDF ファイルのアップロードが必要となります。

ワクチン接種が完了していない者は、ArriveCAN 利用あるいは電話 1-833-641-0343 で、カナダ入国後 48 時間以内に、(1)申告した住所ないし隔離場所に到着したこと、(2)隔離期間中、毎日健康状態等のオンラインでの申告が必要です。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/arrivecan.html#a8>

○ワクチン接種を完了している場合でも、到着時の検査の対象となることがあります。これに備え、到着時の検査について事前登録することが推奨されています。ArriveCAN に使用するのと同じメールアドレスで登録する必要があります。ワクチン接種を完了している者は、到着時の検査結果を待たずに乗り継ぎ便等で最終目的地へ移動することが可能です。

<https://travel.gc.ca/travel-covid/travel-restrictions/covid-vaccinated-travellers-entering-canada#air-register-arrival-test>

●カナダ出入国及び航空機・鉄道利用におけるワクチン接種義務についての詳細は下記ウェブサイトをご参照ください。

【カルガリー総領事館】<https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/files/100263227.pdf>

【カナダ公衆衛生庁】<https://www.canada.ca/en/public-health/news/2021/11/adjustments-to-canadas-border-and-travel-measures.html>

○ワクチン接種義務化に関する情報用電話番号

電話：1-833-784-4397、テレタイプ：1-800-465-7735

●カナダ国内の空港を利用する航空機へ搭乗、及び鉄道へ乗車する場合のワクチン証明の提示義務、2月28日までのワクチン未接種の外国人が出国する場合の例外措置について詳細は以下のとおりです。

<https://www.canada.ca/en/transport-canada/news/2021/10/government-of-canada-provides-further-details-on-new-vaccine-requirements.html>

○12歳4か月以上の旅行者は、カナダ国内の空港を利用する国内線・国際線への搭乗、及び、鉄道(VIA、Rocky Mountaineer Trains)へ乗車する場合にはワクチン接種証明を提示する必要があります。検査陰性証明での搭乗・乗車は認められません。

○上記措置に加えて、「ワクチン未接種のカナダ永住者ではない外国人“unvaccinated foreign nationals who normally reside outside of Canada”」で昨年10月30日より前にカナダへ入国している者は、2月28日までは、カナダを出国する目的であれば、陰性証明を提示することで航空機への搭乗が可能です。

●ワクチン接種を完了していれば不要不急の旅行者でも入国可能です。

<https://travel.gc.ca/travel-covid>

○カナダ国籍者、カナダ永住権保持者は、ワクチン接種の有無に関係なく入国可能です。

○昨年9月7日より、ワクチン接種を完了した外国人も不要不急の入国が可能になりました。ワクチン接種を完了していない外国人は、不要不急の入国はできません。

○ワーキングホリデーについても、ワクチン接種が完了している場合は、雇用オファーがなくても入国が可能です。

●カナダ政府によるワクチンについての詳細情報は以下ウェブサイトに掲載されています。

<https://www.canada.ca/en/public-health/services/diseases/coronavirus-disease-covid-19/vaccines.html>

2. アルバータ州政府

***NEW*3段階からなる規制緩和計画が公表されました。**

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=8185996876395-A336-5B57-A82D6FEE916E1060>

<https://www.alberta.ca/covid-19-public-health-actions.aspx>

3ステップの規制緩和計画の概要は以下のとおりです。

○ステップ1

■2月9日から:

・制限免除プログラム（ワクチン接種証明を提示してのレストランや娯楽施設等の利用）の終了。

・娯楽施設における飲食物の販売・飲食規制の解除。ただし、終了時間、アルコールの提供時間、各テーブルの人数（10人以下）は引き続き規制。

・屋内の収容人数が500人未満の全てのイベント会場、娯楽施設、小売店、モールにおいて人数制限が解除。（例外：500人以上1000人以下の収容人数の施設は500人まで、1000人を超える施設は50%まで）

・屋外のイベント会場、娯楽施設は人数制限なし。

■2月14日から:

・学校においては全ての生徒のマスク着用義務の廃止。

・全ての施設において12歳以下の子供のマスク着用義務の廃止。

○ステップ2（3月1日から:ただし、入院率が下降していることが条件）

・州の学校における残り全ての規制解除。

・青少年の活動における事前スクリーニングの廃止。

・全ての施設、社会的集会等における人数制限の廃止。

・マスク着用義務の廃止。

・在宅勤務義務の廃止。

○ステップ3（開始時期は入院率の下降状況により決定）

・介護施設等における COVID 特別措置の廃止。

・隔離は義務から推奨に移行。

●現在、以下の者が PCR 検査の対象となっています。

<https://www.alberta.ca/covid-19-testing-in-alberta.aspx>

○症状のある2歳未満の子供。

○症状があり、Sotrovimab または Paxlovid 投与の対象となる可能性のある患者。

○長期療養施設・急性期医療施設のスタッフと同居して症状のある者。

○症状のある妊婦。

○遠隔地に居住または勤務する症状のある者。

○海外から帰ってきた後14日以内に症状の出た者。

○医療施設、長期療養施設、シェルター、矯正施設等リスクの高い施設で働いているスタッフ。

Sotrovimab の投与対象の詳細は以下

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17753.aspx#s>

Paxlovid の投与対象の詳細は以下

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17753.aspx>

○PCR 検査が必要かどうかのセルフアセスメントは以下のサイトから。

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17058.aspx>

○抗原検査キットが無料で配布されています(在庫の有無をあらかじめ以下のサイトで確認してください)。抗原検査キットの結果により、とるべき対処法については以下サイトに説明されています。

<https://www.alberta.ca/rapid-testing-at-home.aspx#testresults>

●現在、自己隔離期間についての規制は以下のとおりです。

<https://www.alberta.ca/isolation.aspx>

<症状がある者に対する規制>

○ワクチン接種済みの者は、5日間または症状が回復するまでのどちらか長い期間自己隔離が必要。さらに、自己隔離が終了してから5日間は外出時はマスク着用。

○ワクチン接種を完了していない者は、10日間または症状が回復するまでのどちらか長い期間自己隔離。

○検査結果が陰性であっても、症状が回復するまでは自宅待機。

<検査陽性の者に対する規制>

○ワクチン接種済みの者は、症状が出た日から5日間の自己隔離または症状が回復するまでのどちらか長い期間自己隔離が必要。さらに、自己隔離が終了してから5日間は外出時はマスク着用。

○ワクチン接種を完了していない者は、症状が出た日から10日間の自己隔離または症状が回復するまでのどちらか長い期間自己隔離が必要。

○職場や学校に復帰する場合には、陰性証明や診断書を必要としない。

〈濃厚接触者に対する規制〉

- 自己隔離は法的義務ではありませんが、以下に従うことが必要です。
- 感染者と同居していて、ワクチン接種を完了していない者は、14日間自宅待機。症状が出たらすぐ検査を受ける。
- 感染者と同居していない濃厚接触者は、高齢者施設や、混雑している場所などリスクの高い場所へ行くことを避ける。症状が出たらすぐ自己隔離し、検査を受ける。

- 新型コロナウイルス検査の結果を知るためのオンラインポータルサイト(My Health Record)があります。

<https://myhealth.alberta.ca/myhealthrecords>

- 18歳以上の全ての住民は3回目の接種をすることができます。2回目の接種から5か月以上経過している必要があります。ファイザー社またはモデルナ社のワクチン(18歳から29歳までの住民はファイザー社ワクチン)となります。オンライン、811、参加薬局、参加医療機関にて予約できます。なお、12歳以上の免疫力の低下した者は2回目の接種後8週間後以降、海外渡航に必要な者は2回目の接種後4週間後以降に追加接種を受けることができます。

- 18歳以上の免疫力の低下した住民は、4回目の接種が可能です。3回目の接種から5か月以上経過していることが必要です。**

<https://www.alberta.ca/covid19-vaccine.aspx>

- 1回目、2回目のワクチン接種に関する情報は以下です。

<https://www.alberta.ca/covid19-vaccine.aspx>

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17295.aspx>

- 5歳以上の住民が対象です(5歳から11歳まではファイザー社)。
- 予約は、AHS オンライン、811または参加薬局から可能です。5歳から11歳までの住民は、walk-in の接種はできません。
- 5歳から11歳までの対象者は、一回目と二回目の接種の間隔は少なくとも8週間が推奨されます。また、小児は、新型コロナウイルスワクチン以外の他のワクチンとの接種間隔は14日以上空けることが推奨されています。

<https://www.alberta.ca/release.cfm?xID=80454160CD2DE-C190-814E-83D2179369E8C83B>

- 1回目の接種がアストラゼネカ社ワクチンであった場合、2回目はアストラゼネカ社ワクチンまたはmRNA ワクチン(ファイザーまたはモデルナ)接種を予約できます。アストラゼネカ社ワクチンの場合は811、mRNA ワクチンの場合は AHS オンライン、811、参加薬局から予約できます。1回目と2回目の接種間隔は8週間必要です。
- 1回目または2回目のワクチンを国外又は他州で接種したアルバータ州民は接種記録を AHS に登録できます。以下のサイトから登録できます。

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17351.aspx>

- カルガリー市にて、Vaccine outreach program が開始されています。ウォークインの移動接種会場が設置されます。場所は下記リンクから確認できます。また、居住し

ているコミュニティーに接種会場がない場合は、電話311でリクエストすることができます。

<https://www.calgary.ca/csps/cema/covid19/safety/covid-19---vaccine-outreach-program-.html>

●アルバータ州外で接種を受けたアルバータ州住民は、以下のリンクより情報を入力し、接種記録をアップデートすることができます。最大2週間かかります。

<https://www.albertahealthservices.ca/topics/Page17351.aspx>

ヘルプデスク

<https://www.alberta.ca/covid-records-helpdesk.aspx>

●現在の規制については以下のサイトをご参照ください。

<https://www.alberta.ca/covid-19-public-health-actions.aspx>

●新型コロナウイルスに関するアルバータ州での相談先は、ヘルスリンク(811※日本語対応あり)。

●コミュニティーにおける情報サービス(211)、Mental Health Helpline(1-877-303-2642)やAddiction Helpline(1-866-332-2322)等様々な電話によるサポートがあります。下記リンクやアルバータ州政府サイト”Get help”セクション参照。

<https://www.albertahealthservices.ca/amh/Page16759.aspx>

アルバータ州政府

<https://www.alberta.ca/coronavirus-info-for-albertans.aspx#p22780s6>

3. マニトバ州政府

***NEW*2月8日から規制が緩和されています。変更点は以下です。**

○屋内での私的集会は、参加者がワクチン接種済みの場合はその住居の住民に加え25人まで、ワクチン接種が完了していない場合は10人まで可能となります。

○屋外での私的集会は、参加者がワクチン接種済みの場合はその住居の住民に加え50人まで、ワクチン接種が完了していない場合は20人まで可能となります。

○レストラン等はワクチン接種完了者のみ、50%まで、一つのテーブルは10人まで。アルコールの販売が12AMまで可能となります。

○ジム、カジノ、ビンゴホール、VLT、美術館、プロスポーツ、パフォーマンスイベント、映画館、コンサートホール等ではワクチン接種完了者のみ、50%の人数まで可能となります。

○屋内の宗教集会は、ワクチン接種が完了している場合は50%まで、完了していない場合は25%または250人の少ないほうまで。屋外の宗教集会は50%まで可能となります。

○屋内のスポーツや娯楽イベントの観客は、ワクチン接種完了者のみ50%まで可能となります。トーナメント許可。12歳から17歳の屋内・娯楽スポーツには少なくとも1回の接種証明またはラピッドテスト陰性証明が必要となります。

- 屋外スポーツのトーナメント許可。観客は50%まで可能となります。
- 小売店は100%許可。屋内ではマスク必須となります。
- 職場での感染者の発生は公衆衛生担当者への報告は不要となります。

公共の場所での集会、図書館、結婚式・葬儀、個人サービスについてはこれまでの規制と変更ありません。詳細は以下リンクをご参照ください。

https://news.gov.mb.ca/asset_library/en/newslinks/2021/BACKGROUNDER-PHO_FEB_2.pdf

●現在の自己隔離期間は以下です。

<https://news.gov.mb.ca/news/?archive=&item=53103>

<https://www.gov.mb.ca/covid19/fundamentals/self-isolation.html>

https://www.gov.mb.ca/asset_library/en/covid/factsheet-isolation-selfmonitoring-returningtravellers-contacts.pdf

<検査陽性の者に対する規制>

○迅速抗原検査 (Rapid Antigen Test) を含め、陽性と判明した者は自己隔離が必要。

○ワクチン接種済みで症状のない者は5日間の自己隔離。

○ワクチン接種済みの者で、症状が改善しており熱がない場合は、症状が出た日または検査日のどちらか遅い方から5日間の自己隔離。

○5日間の隔離終了後から5日間は、外出時は医療用マスクの着用が必要。

○ワクチン接種を完了していない陽性者で、症状が改善しており熱がない場合は、検査日から10日間の自己隔離。

○自己隔離が終了した場合でも、自己隔離終了後5日間は、リスクの高い施設への不要不急の訪問及び重症リスクの高い個人との不要不急の接触を回避しなければならない。

○濃厚接触者を同定するため、当局から要請があれば、過去10日間にいた場所の情報を提供しなければならない。

<濃厚接触者に対する規制>

○無症状かつワクチン接種を完了しているまたは過去6か月以内に感染した者は、自己隔離は不要だが、感染者との接触から5-7日後に検査を受けることが推奨される。また、特に感染者と同居している場合は、リスクの高い人との接触や、高齢者施設等への不要不急の訪問は避ける。

●現在の規制については以下の URL をご参照ください。

<https://www.gov.mb.ca/covid19/prs/index.html#provinciallevel>

<https://news.gov.mb.ca/news/index.html?item=53078&posted=2021-12-27>

●ワクチン接種証明についての詳細情報は以下リンクをご参照ください。

<https://www.gov.mb.ca/covid19/vaccine/immunizationrecord/index.html>

<https://www.gov.mb.ca/covid19/vaccine/immunizationrecord/residents.html>

○Manitoba Immunization Card と、全カナダワクチン証明 (Pan Canadian Proof of Vaccination Credential (PVC))が存在します。

○Manitoba Immunization Card は、マニトバ州内でのイベントやレストラン等へアクセスする際の証明として使用できます。

○全カナダワクチン証明 (Pan Canadian Proof of Vaccination Credential (PVC))は、カナダ国内の旅行や、海外から帰国する際に使用します。

○いずれも、オンライン、Manitoba Immunization App、または電話で申込が可能です。

オンライン <https://immunizationcard.manitoba.ca/>

電話 1-844-MAN-VACC (1-844-626-8222)

●ワクチンについての情報は以下のとおりです。

<https://protectmb.ca/>

○5歳以上の住民が接種対象です(5歳から17歳まではファイザー社)

○予約方法: オンラインまたは電話 1-844-626-8222

<https://patient.petalmc.com/login?groupId=6032&locale=en>

○1回目と2回目の接種の間隔は最短で28日間ですが、56日後(8週間)が推奨されています。小児の場合は最短で8週間です。

○1回目にアストラゼネカ社ワクチンを接種した者は、2回目に mRNA ワクチン(ファイザー又はモデルナ)を接種することが推奨されていますが、何らかの理由で mRNA ワクチンが接種できない場合はクリニックや参加薬局にてアストラゼネカワクチンを接種することも可能です。いずれの場合も、1回目と2回目の間隔は8週間以上開けることが推奨されています。

○18歳以上の住民は3回目の接種の対象になります。2回目の接種から6か月後以降に接種可能です。ただし、50歳以上の者は、2回目の接種から5か月以降に接種可能です。

免疫力の低下した住民、渡航のために3回目の接種が必要な住民については、医師の処方箋があれば、2回目の接種から6か月以内でも接種が可能です。

○中等度から重度の免疫力の低下した住民に対し、4回目のワクチン接種が勧められています。3回目の接種から6か月後以降に可能です。

<https://manitoba.ca/covid19/vaccine/eligibility-criteria.html>

●検査についての情報は以下リンク参照。

<https://manitoba.ca/covid19/updates/testing.html>

○検査は 1-855-268-4318 (toll-free)またはオンラインで予約が可能です。

<https://patient.petalmc.com/login?groupId=5930&locale=en>

○検査結果は、オンラインもしくは電話 1-844-960-1984 でアクセス可能。検査結果が陽性だった場合、公衆衛生官から直接連絡がなされる。

<https://sharedhealthmb.ca/covid19/test-results/>

○症状が悪化したり、疑問点がある場合は、Health Links-Info Sante (204-788-8200、もしくは 1-888-315-9257) へ連絡

●新型コロナウイルスに関するマニトバ州での相談先は、Health Links-Info Sante (204-788-8200、もしくは 1-888-315-9257) です。

●感染者が搭乗していたフライト一覧

<https://manitoba.ca/covid19/updates/flights.html>

マニトバ州政府

<https://www.gov.mb.ca/covid19/index.html>

4. サスカチュワン州政府

NEW2月14日から、ビジネス、職場、その他公共の場所においてワクチン接種証明または陰性証明を提示する必要がなくなります。

[https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-](https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2022/february/08/saskatchewan-ending-proof-of-vaccination-requirement)

[media/2022/february/08/saskatchewan-ending-proof-of-vaccination-requirement](https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2022/february/08/saskatchewan-ending-proof-of-vaccination-requirement)

NEW12歳から17歳までの住民は、2回目の接種から5か月以上経過していれば3回目の接種が可能となりました。

[https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-](https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2022/february/08/saskatchewan-ending-proof-of-vaccination-requirement)

[media/2022/february/08/saskatchewan-ending-proof-of-vaccination-requirement](https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2022/february/08/saskatchewan-ending-proof-of-vaccination-requirement)

●PCR 検査の対象は以下のとおりです。

○公的な PCR 検査は、リスクの高い者のみが対象となっています。詳細は下リンクをご参照ください。予約は811を通じてとなります。

[https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-](https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2022/february/03/living-with-covid-transition-of-public-health-management)

[media/2022/february/03/living-with-covid-transition-of-public-health-management](https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2022/february/03/living-with-covid-transition-of-public-health-management)

●ワクチン接種の有無にかかわらず、PCR 検査または迅速抗原検査 (Rapid Antigen Test) で陽性と判明した場合は5日間の自己隔離が必要です。検査日から5日後、または、解熱剤なしに熱が下がってから24時間が経過しており且つその他の症状が治ってから少なくとも48時間経過後のどちらか遅い方までの自己隔離が求められる。

●ワクチン接種の有無にかかわらず、濃厚接触者は自己隔離が不要です。

○濃厚接触者は、自身で症状をモニターし、入手可能な迅速抗原検査を実施する。

○保護者や介護者は学校に陽性結果を通報することを要求されない。陽性の場合には自己隔離し、隔離期間中は学校や活動に出席しないこと。

○熱がなく咳、喉痛、鼻水などの軽度の風邪のような症状の場合、自宅療養し、迅速抗原検査を実施し、陽性の場合には自己隔離することが推奨される。

○発熱を伴うような重度の症状や基礎疾患によるリスクが考えられる場合は811に連絡する。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2022/january/27/update-to-covid19-selfisolation-close-contact-protocols>

●無料の迅速抗原検査 (Rapid Antigen Test)に関する情報。

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/testing-information/rapid-testing>

●18歳以上の住民は3回目の接種が可能です。2回目の接種から3か月以上経過している必要があります。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2021/december/16/saskatchewan-expands-booster-dose-program>

●中等度から重度の免疫力の低下した住民に対し、4回目のワクチン接種が勧められています。3回目の接種から3か月後以降に可能です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2022/january/04/stick-it-to-covid--at-risk-populations-eligible-for-fourth-doses>

●ワクチン情報は以下参照

<https://www.saskatchewan.ca/government/health-care-administration-and-provider-resources/treatment-procedures-and-guidelines/emerging-public-health-issues/2019-novel-coronavirus/covid-19-vaccine>

○5歳以上の全ての住民が、1回目と2回目のワクチン接種対象となっています(5歳から11歳はファイザー社)。

○参加薬局またはポップアップクリニックでの接種が可能です。オンライン、電話 1-833-727-5829 での予約も可能です。

○1回目と2回目の接種の間隔は28日以上です。

○1回目の接種がアストラゼネカ社ワクチンであった者は、2回目の接種はアストラゼネカ社ワクチンまたは mRNA ワクチン(モデルナまたはファイザー)を選択することができます。

●QRコード付きの接種証明書の取得が可能です。

○MySaskHealthRecord アカウントよりアクセスすることができます。

<https://www.ehealthsask.ca/MySaskHealthRecord/MySaskHealthRecord/>

○携帯電話等の端末上で保存し表示することや、印刷することができます。

○携帯電話上での表示が容易になる Saskatchewan Vaccine Wallet app (SK Vax Wallet)というアプリケーションの使用も可能です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2021/september/20/covid-vaccination-record-available-with-qr-code>

<https://www.ehealthsask.ca/MySaskHealthRecord/MySaskHealthRecord/Pages/VaxWalletVerifierApp.aspx>

●現在の規制については以下の URL をご参照ください。

<https://www.saskatchewan.ca/covid19-measures>.

●新型コロナウイルスに関して、医療に関する相談はヘルスライン(811)、医療に関係しない一般的な質問はトール・フリー・ライン(1-855-559-5502)、COVID-19 public inquiry email は COVID19@health.gov.sk.ca です。

<https://www.saskatchewan.ca/government/news-and-media/2020/april/02/covid-19-information-tools>

サスカチュワン州

https://www.saskatchewan.ca/COVID19#utm_campaign=q2_2015&utm_medium=short&utm_source=%2FCOVID19

5. 北西準州政府

●自己隔離の日数は以下のとおりです。

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/newsroom/public-health-advisory-%E2%80%93-january-7-2022>

<北西準州外から準州内に入る場合>

北西準州の住民、準州外の住民で必須の業種に従事している者、その他入州を認められている者が、北西準州内に入る場合は以下が必要です。

○ワクチン接種を完了している者は隔離は不要だが、到着日または Day1 に自宅で抗原検査を受ける必要がある。医療機関等で働く者は、さらに Day4の検査も必要。陽性者は ProtectNWT へ連絡(電話811またはメール protectnwt@gov.nt.ca)。

○ワクチン接種を完了していない者は、7日間の隔離。ただし、6日目に医療施設で検査をして陰性だったものは、その時点で隔離を終了できる。

<検査陽性者>

10日間の隔離が必要。ただし、ワクチン接種を完了していて、免疫力の低下がなく、症状が改善しており、過去24時間以内に発熱がない場合、7日間で隔離を終了できる。その場合その後3日間はマスク着用。

<感染者と同居している者>

10日間の隔離が必要。

<感染者と同居していない濃厚接触者>

7日間の隔離が必要。ただし、ワクチンの追加接種(3回の接種)を完了していて、症状がない場合は5日間で終了できる。その場合、その後5日間は自宅を離れる際は屋外であってもマスク着用。

●自宅での迅速抗原検査、症状がある場合の検査へのアクセス等の情報については、以下リンクを参照してください。

<https://www.nthssa.ca/en/covid-testing>

●ワクチンについての情報は以下参照

<https://www.nthssa.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19-updates/covid-vaccine>

<https://www.nthssa.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19-updates/vaccine-eligibility>

○5歳以上の住民は全て接種対象です(5から11歳はファイザー社)。オンラインまたは電話で予約できます。

○16歳以上の住民は3回目の接種が可能です。ブースター接種は、従来のワクチンより用量が少なくなっています。免疫力の低下した住民については、従来と同じ用量のワクチン接種が必要ですので、接種時に医療従事者に申し出てください。また、75歳以上の住民も、従来と同じ量のワクチンを接種することが可能です。

<https://www.nthssa.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19-updates/vaccine-eligibility>

●ワクチン接種証明をオンラインで申請・ダウンロードできるようになりました。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/proof-vaccination>

●現在の規制は下記 URL をご参照ください。

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/apply-vary-public-health-order-requirements-businessesactivitiesgatherings>

<https://www.gov.nt.ca/covid-19/en/services/gatherings-businesses-and-events>

COVID サポートライン(811)では、検査、自己隔離、旅行の規制、罰則や医療施設に関する情報等が得られます。(8AM-8PM、7 days a week)

<https://www.gov.nt.ca/en/newsroom/service-nwt-covid-support-line-launches>

その他の新型コロナウイルス関連の地域別連絡先

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/hospitals-and-health-centres>

北西準州政府

<https://www.hss.gov.nt.ca/en/services/coronavirus-disease-covid-19>

6. ヌナブト準州政府

●現在の規制は以下のリンクを参照。

<https://www.gov.nu.ca/health/information/nunavuts-path>

●ワクチン接種済みの住民がヌナブト準州に入る際、CPHO からのレターは不要になり、Nunavut proof of vaccination certificate (PVC)のみが必要です。接種証明は、地域のヘルスセンター、Iqaluit Public Health または vaccineexemptions@gov.nu.ca へメールにて入手可能です。

<https://www.gov.nu.ca/health/news/health-pvc-replaces-cpho-vaccination-letter-travel-nunavut>

●5歳以上の全ての住民が接種対象です。

<https://www.gov.nu.ca/health/news/community-covid-19-vaccine-dates-ages-5-11>

●12歳以上の全ての住民は、追加接種が可能です。2回目の接種後6ヶ月以上経過している必要があります。

<https://www.gov.nu.ca/health/news/covid-19-vaccine-boosters-available-across-nunavut>

●免疫力の低下した住民に対し、3回目の接種が開始されています。医師またはナースプラクティショナーからの紹介が必要です。2回目の接種から28日後以降に行われます。

<https://gov.nu.ca/munarhiliqiyikkut/news/third-covid-19-vaccine-dose-recommended-immunocompromised-individuals>

●ヌナブト準州に入る際の自己隔離、事前の手続き等の情報は、以下 URL をご参照ください。

<https://gov.nu.ca/health/information/travel-and-isolation>

●COVID ホットライン(975-8601 or 1-888-975-8601 from 10 a.m. to 6 p.m.)。

ヌナブト準州政府

<https://www.gov.nu.ca/health>

7. 日本へ入国される方へ

●日本入国の際の自己隔離期間が7日間に短縮されました。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C013.html

●現在、カナダ全域が「水際対策に係る指定国・地域」に指定されています。これによりカナダの全ての州・準州からの入国者及び帰国者は、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る)で3日間(入国日を含めない)待機し、入国後3日目に改めて検査を受けることになっています。3日目の検査において陰性と

判明した方(濃厚接触者を除く)は、宿泊施設を退所し、入国後7日間の残りの期間について自宅等で待機することになります。

●現在、日本入国に際し以下の書類やアプリが必要です。

- (1) 出国前72時間以内の検査証明書の提示
- (2) 日本の検疫措置を遵守する誓約書の提出
- (3) スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用
- (4) 質問票の提出
- (5)カナダ発の航空便に搭乗する際のワクチン接種証明書提示

詳細は当館ウェブサイトをご覧ください(1月28日更新)。

https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00453.html

8. 日本の参考ウェブサイト

外務省海外安全 HP:

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/index.html

在カルガリー日本国総領事館

電話(403)294-0782

メールアドレス: consular@cl.mofa.go.jp

HP: https://www.calgary.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きを行ってください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、他国(州)へ転居された方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>